

被相続人居住用家屋等確認書 申請時提出書類チェックシート

【様式1-2】家屋全部の取壊し、除却又は滅失後の「敷地等」を譲渡した場合

チェック	必要書類(注意事項)	コピー	取得先	確認内容
☐	①被相続人居住用家屋等確認申請書 (様式1-2)	不可	・松江市ホームページより印刷 ・松江市住宅政策課窓口	・申請書 1 ページ目の太枠内
☐	②被相続人の除票住民票 ・発行日は問いません。 ・被相続人の住所と売買契約書の対象となる物件の所在地が異なる場合は、補完書類が必要になる場合があります。 ・老人ホームに入所後、別の老人ホームに転居し、当該施設に住民票を移動していた場合は、被相続人の戸籍の附票も提出してください。	不可*	・市民課、支所	・被相続人の氏名 ・相続開始日 ・被相続人の相続開始時点の居住地
☐	③家屋及びその敷地等の相続人全員の住民票 ・家屋または家屋及び敷地等の取壊し日以降に取得してください。 ・相続開始直前(被相続人の老人ホーム等の入所直前)から譲渡までに転居をしていた場合は、併せて戸籍の附票も提出してください。	不可*	・市民課、支所 (松江市外にお住まいの方はお住まいの市区町村の窓口)	・申請対象となる相続人の氏名 ・相続直前(老人ホーム等入所直前)から譲渡日まで、相続人全員が当該空き家に居住していないこと。
☐	④敷地等の売買契約書のコピー ・全ページのコピーが必要です。 ・売買契約書から譲渡日が確認できない場合、譲渡日が分かる書類(所有権移転後の登記事項証明書、引渡確認書、残代金受領証)なども提出してください。		申請者本人 (換価分割の場合、代表相続人)	・家屋又はその敷地等の所在地 ・譲渡日
☐	⑤家屋の閉鎖事項証明書 □※家屋が未登記の場合は、解体工事の請負契約書のコピーや工事費用の請求書及び領収書、解体証明書等、取壊した家屋の所在地や取壊し日が分かる書類の提出が必要です。 □※家屋が未登記の場合や閉鎖事項証明書に建築年月日が記載されていない場合、家屋の建築年月日がわかる書類が必要です。 (固定資産税課税明細書、名寄帳 等) □※家屋が未登記の場合や、換価分割の場合は、遺産分割協議書、遺贈等の場合は遺言書等のコピーを合わせて提出してください。	不可*	法務局	・申請対象となる相続人の数 ・被相続人居住用家屋の所在地 ・建築年月日 ・家屋の取壊し、除却又は滅失の日

☐	⑥敷地等の登記事項証明書(土地) ☐ ※換価分割の場合は、遺産分割協議書、遺贈等の場合は遺言書等のコピーを合わせて提出してください。	不可*	法務局	・申請対象となる相続人の数 ・譲渡日
--------------------------	---	-----	-----	-----------------------

チェック	必要書類(注意事項)	コピー	取得先	確認内容
	⑦以下(i)(ii)のいずれか			
☐	(i)電気、水道又はガスの使用中止年月日が確認できる書類 ・使用場所、使用中止日(契約廃止日)、発行日が確認できる書類を提出してください。 ・使用中止日(契約廃止日)は、 <u>相続開始日から取壊し日まで</u> の必要があります。	可	・電力会社 ・松江市ガス局 ガス会社 ・松江市上下水道局	・相続した家屋が空き家であったこと ・相続から譲渡の時まで事業、貸付、又は、居住の用に供されていないこと
	(ii)宅地建物取引業者による広告やチラシ ・家屋の現況が空き家であることが表示されているもの ・掲載日が確認でき、その日付が <u>相続開始日から取壊し日まで</u> の必要があります。	可	媒介契約を締結した宅地建物取引業者等	
☐	⑧家屋解体後の敷地(更地)の写真 ・ <u>取壊しの日から譲渡の日まで</u> の間に撮影された写真が必要です。 ※撮影日を記載してください。 ※敷地の位置関係が分かるよう、撮影してください。	可	・申請者本人 ・解体業者等	取壊しから譲渡の時まで、敷地が利用されていないこと

* 複数の相続人が同時に申請する場合には、2人目以降はコピーで提出可能です。

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は⑨～⑪の全ての書類の提出が必要です。

チェック	必要書類(注意事項)	コピー	取得先	確認内容
☐	⑨介護保険の被保険者証又は障害福祉サービス受給者証のコピー ・要介護認定等の決定通知書や要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録も代替できます。		・被相続人が取得していた書類をコピーし提出してください。 ⑨に関する書類を既にお持ちでない場合は、住宅政策課まで、お問合せください。	・被相続人が施設等に入所する時点において要介護、要支援等を受けていたこと。
☐	⑩施設入所時の契約書等 ・施設を転々とされていた場合は、全ての施設分が必要です。 ※被相続人の住民票を施設等へ移していなかった場合は、退所日が分かる書類(利用明細書等)も必要です。	可	入所施設等	・施設等の名称、種類、所在地等(本特例の対象となる老人ホーム等であること)
	⑪以下(i)～(iii)のいずれか			
☐	(i)電気、水道又はガスの契約名義(支払人)及び使用中止年月日が確認できる書類 ・使用場所、使用中止日(契約廃止日)、発行日、契約名義(原則、被相続人)が確認できる書類を提出してください。 ・使用中止日(契約廃止日)は、 <u>相続開始日から取壊し日までの必要</u> があります。 ・要件を満たせば⑦(i)と併用できます。	可	・電力会社 ・松江市ガス局 ガス会社 ・松江市上下水道局	・被相続人が施設入所後も家屋を一定使用していたこと。 ・相続した家屋が空き家であること ・相続から譲渡の時まで事業、貸付又は居住の用に居されていないこと。
	(ii)家屋への外出、外泊等の記録 ・老人ホーム等が所有、作成したものに限ります。	可	入所施設等	
	(iii)その他 例) ・老人ホーム等への入所時から相続開始までの間に届いた被相続人居住用家屋を宛先とする被相続人宛ての郵便物 ・相続発生後の家財処分の請求書及び領収書	可		

その他

チェック	必要書類(注意事項)
☐	委任状 ・申請者以外が代理で申請される際は、委任状を添付し、提出してください。 ・委任状の様式は任意です。
☐	返信用封筒 ・確認書を郵送での受け取り希望の場合、切手付の返信用封筒(長形 3 号)またはレターパック等を申請時にご用意ください。

【注意事項】

- ・申請書提出から、確認書発行まで、約 2 週間お時間をいただきます。
- ・申請書や提出書類に不備や疑義が生じた場合、追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ・確認書の発行後は、申請書、添付書類等の返却はできません。あらかじめご了承ください。

【申請先】

松江市役所 住宅政策課 空家対策係

住所:〒690-8540

松江市末次町 86 番地 別館 3 階

電話:0852-55-5346

※窓口で申請される際には、担当者が不在の場合がありますので、事前予約をお願いします。